

令和5年度休日の部活動の地域移行モデル事業の実施について

国においては、義務教育である中学校の生徒の学校部活動を対象に、段階的に地域へ移行していくことがガイドラインを示し（令和4年12月）、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として位置付け、まずは休日の活動を地域移行していくこととしている。

こうした動きを受け、本市では、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むモデル事業を実施している。

1 部活動を巡る国の状況

(1) 主な課題

- ・ 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
（生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年：84万人）
- ・ 専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

(2) ガイドライン策定までの経緯

平成30年	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。
平成31年 (令和元年)	中央教育審議会や国会から、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきとする指摘有り。
令和2年	スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
令和4年	6月及び8月に、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した検討会議から各提言が示されました。これを踏まえ、12月には平成30年のガイドラインを統合し、全面的に改定（「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」）。

(3) ガイドラインの中で国が目指す姿

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指している。

また、休日の部活動の地域移行を達成する時期については、一律に達成時期を定めず、令和5年度から7年度までの3年間で「改革推進期間」として位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされている。

2 本市におけるモデル事業の仕組み

令和5年度は、地域の実情を踏まえて、競技や文化芸術活動ごとに、以下3つのモデルの中から、各中学校が希望により選択している。その結果、市内64校中、計12校、13クラブが先行してモデル事業を実施している。

なお、モデル事業では、費用負担の在り方の基礎とするため、「部活動指導員」、「部活動支援員」に対して報酬を支払う。

(1) 部活動指導員等活用モデル（11クラブ）

顧問に代わる「部活動指導員」、「部活動支援員」が、子どもたちの指導を行う。

「部活動指導員」、「部活動支援員」は、各学校に赴き、現在の部活動の場において、子どもたちを指導する。

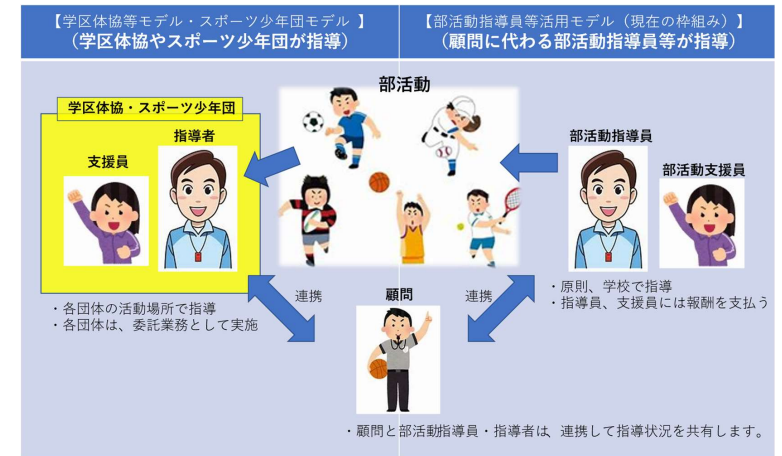
(2) 学区体育協会活用モデル（1クラブ）

顧問に代わって、主に小学校区の範囲でスポーツ活動を行っている学区体育協会が、子どもたちの指導を行う。「指導者」、「支援員」は、学区体育協会の関係者から指定する。

(3) スポーツ少年団活用モデル（1クラブ）

顧問に代わって、スポーツ少年団が、子どもたちの指導を行う。「指導者」、「支援員」は、スポーツ少年団の関係者から指定する。

3 本市におけるモデル事業のイメージ



4 今後のスケジュール

今後については、明確な年次目標などを定めているわけではないが、引き続き国の動向を注視しつつ、学校・地域の実情や、本市における各競技の活動状況等を踏まえながら、実施校数や実施クラブ数を広げていくことを想定している。